

平成30年 第1回定例会
産業厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

平成30年第1回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成30年 3月12日

招集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 委員 長 | 西岡 克之 | 副委員 長 | 饗庭 敦子 |
| 委員 | 安部 都 | 委員 | 安藤 克彦 |
| 委員 | 河野 龍二 | 委員 | 吉岡 清彦 |
| 委員 | 竹中 悟 | | |

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永 正彦

説明のため出席した者

住民福祉部長 森川 寛子
(こども政策課)

課長 村田 ゆかり

課長補佐 北野 靖之

係長 石川 俊介

(福祉課)

課長 細田 愛二

課長補佐 山口 聡一郎

健康保険部長 中山 庄治

(介護保険課)

課長 辻田 正行

課長補佐 森内 秀朋

課長補佐 和泉 嘉彦

係長 島 典明

係長 木澤 奈津代

主任 永美 将太郎

本日の委員会に付した案件

議案第 3号 長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

議案第 14号 長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 15号 長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

- 議案第 16号 長与町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 17号 長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 18号 長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 19号 長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 32号 平成30年度長与町介護保険特別会計予算

開 会 9時27分

散 会 15時06分

○委員長（西岡克之委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会いたします。

平成30年第1回定例会本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第14号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村田ゆかり こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

おはようございます。議案第14号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。本議案は子ども・子育て支援法施行規則等の改正に伴う条文の整備と所要の改正を行うものでございます。第8条は支給認定証が任意交付化されたことによるものでございます。第15条第1項第2号は上位法の改正に伴い項ずれを改めるもので、その他は所要の改正を行うものでございます。附則では、施行日を公布の日からとし、第15条第1項第2号の改正規定につきましては平成30年4月1日から施行することとしております。以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それでは、今説明があったところでお伺いしたいと思います。上位法の改正ということで受給資格等がこれまでは求められた場合は必ず交付するというふうになっていたのが、任意交付になったということですが、この任意交付になった理由が分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

特定教育保育施設を利用する場合に、必ず1号、2号、3号という認定の申請を行います。それから1か月以内に認定証を交付するというようになっていたんですけども、その1か月の間に交付をするってことが非常に時間を要することで、任意化という方向に流れていたというふうに思っております。ただ、長与町の場合は任意交付化になりましたけれども、1か月以内で認定証の方を発行をさせていただいております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そうするとこれは任意交付になることによって、交付がされてないけどもその施設の入所が可能になるというふうな判断でよろしいんですかね。

○委員長（西岡克之委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

認定交付証ではなくて、認定をされましたという通知文書だけを出すようにということで変わっておりまして、認定を受けてるってことは分かりますので、手続上は何ら問題がないということで進んでおります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑ありませんか。

続けて河野委員。

○委員（河野龍二委員）

括弧書きのところがちょっと追加条文になってますよね。これは今の説明された内容になってるんですか、保護者が交付を受けていない場合にあってはというふうな、今の部分を説明されてる追加条文というふうな形で確認してよろしいですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

まずは認定をされましたという通知を送ります。そのあとに施設の方からもし見せて欲しいということであれば、さらにまた支給認定証の交付申請をしてもらって発行するというふうに条例の方では流れておりますけれども、本町の方では、あらかじめもう支給認定証を送っておりますので、条例はこういうふうになっておりますけれども、当初の改正前の状況で今事務の方は進んでおります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他にありませんか。ないですね。

質疑は他にありませんか。

なければ、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

本案は原案どおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

議案第15号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

皆さんおはようございます。それでは、議案第15号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。本議案は、高齢化の進展に伴いまして、平均寿命の上昇並びに今後も高齢者人口が増えることが確実に予想される中、本町が現在実施をしております事業を高齢者のニーズを把握し、時代に即した事業として継続的に実施するものとするため、総合的な見直しを実施したことに伴いまして、敬老祝金の支給額について改正を行うものでございます。

改正の内容等につきましては本日お配りしました資料をご覧ください。1枚目の新旧対照表でございますが、第3条敬老祝金の額につきまして、第1号77歳の額を1万円から5,000円に、第2号88歳の額を3万円から2万円に、第3号100歳の額を10万円から8万円にそれぞれ減額をするものでございます。また、2枚目の資料でございますが、支給額の改正前と改正後の比較を掲載いたしております。改正後の金額でまいりますと394万5,000円の減額となりますが、この減額分は30年度に新たに実施いたします高齢者交通費・健康づくり助成事業の財源へ充てるものと考えております。以上が今回の改正内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

これから本案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

減額される理由はいろいろあると思うんですが、この減額された金額を高齢者交通費・健康づくり助成事業へ充てるその内訳ってというのはどういうふうと考えてらっしゃるか、理由を考えていらっしゃるのかというのと、また、こういった、例えば高齢者の長寿祝金と重なるからこういうふうはこちらの方を減額したのか、その辺りのちょっと理由を教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

まず今回、高齢者の事業の総合的な見直しということで先程申し上げたんですけれども、高齢者の事業で実施をしております敬老祝金、長寿祝品、そして入浴補助券、この3つの事業につきまして総合的に見直しをしようということで、特に入浴補助券につきましては交通助成券への変更という要望がかなり多くございまして、そういったものも踏まえまして今回総合的な見直しを行いました。それで長与町の老人クラブ連合会、各クラブの代表者を集めてその中での説明会及びアンケートの実施、それと介護予防教室におきます説明会及びアンケートの実施をさせていただきまして、高齢者の方々のニーズというものを捉えようと、現場の声を伺った上で見直しをしようということで、この3点の事業の見直しを行ったところでございます。内容としましては、今回条例で上がっているのが敬老祝金だけになるんですけれども、長寿祝品につきましても縮小、90歳以上の方につきましてはこれまで5,000円相当の祝品を贈呈しておったんですけれども、これについても見直して90歳以上廃止、100歳のみ1万円だったのを5,000円に減額と、そういったことでこの敬老祝金と長寿祝品を縮小する分につきまして、今回新しい形でしますけれども、バス券それとタクシー利用券を新たに追加をしまして、高齢者の方々にはバス券もしくはタクシー券もしくは今回入浴補助券を健康づくり助成券と名前を変更いたしまして、入浴施設もしくはプール施設、または町民体育館のトレーニングルーム、それと陶芸の館で利用できる券ということで幅広く使えるような券ということで、その選択制にするということで、そちらの方の財源に回させていただいたということになります。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今、御説明はいただいたんですけれども、この金額の下げ幅が若干年齢によって違うかというふうに思うんですけれども、それを決められた何か根拠みたいなのがあれば教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○福祉課長（細田愛二君）

この金額の設定根拠になるかと思うんですけれども、この3つの事業のまず総枠30年度の予算額を改正前の段階でトータルを出しまして、その枠は上げることもなく下げることもなく、この枠を維持した中で時代に即した高齢者のニーズに合った事業に変えようという目的がございまして、総合的な、先程長寿祝品も減額と言いましたけれども、交通費の助成の方がどのくらいぐらい利用率があるか分かりませんが、これを長崎市並みの95%ということで見込んでその利用率を組んだところで合計額が上がりも下がり

もしない範囲で設定をしたところでございます。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

77歳って1番皆さん多い人数なので、到達する人ももちろん多いのかなと思うんですけども、ここは半額でその後30%、20%っていうふうになってるかというふうだと思うんですね。だからそこがどういう根拠でされたのか、今、全体の枠を見て他の事業も合わせてっていうことだったですけれども、77が、1番達するやろうというところが50%も減ると、なんか寂しい感じがしないでもないかなと思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○福祉課長（細田愛二君）

今回、この金額を決定するに当たってアンケートの結果も重視して、また、近隣の市町の方もちょっと参考にはさせていただいてるんですけども、まずアンケートの結果でやっぱり今の平均寿命が男性も女性も80歳を超えているということで、70歳代は他の市町におきましても廃止をしてきている所がございます。それと1万円より少ない。やってる所でも額が少ないということもございまして、それも参考にはしてるんですけども、説明会をしていく中におきましても、アンケートの結果でも、77歳はもう廃止してもいいんじゃないかというような声も多かったものですから、そういったことでこの額にさせていただいたところでございます。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今、説明の中からアンケートのことが言われてますけども、先日全員協議会で説明をしていただいたんですが、まずはそのアンケートを取られた日がいつなのか教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○福祉課長（細田愛二君）

先程老連と介護予防教室の方と説明会とアンケートの実施をさせていただいたということでお答えさせていただいたんですけども、まず、老人クラブ連合会につきましては、日にちの方持ってませんで、9月上旬か中旬頃に説明会を開かせていただきました。そして、介護予防教室につきましては14会場に参りまして説明会とアンケート調査を行っております。これが10月2日から10月の23日にかけて14会場を回りました。

以上でございます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それでアンケートの回収はいつされたんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○福祉課長（細田愛二君）

長与町の老人クラブ連合会につきましては、9月13日に実施をしておりました。それでアンケートの回収期限が9月いっぱいまでということにさせていただいております。介護予防教室につきましては、11月6日が最終の締め切り日としております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確かにアンケートの結果を見ると縮小が一番多いという結果も出てはいるんですけども、継続もその次に多い数字でもありますよね。この間、全員協議会で説明された内容を少し町民の方に聞くと、やはりよくそもそもが理解してない方もいらっしゃいますし、そういうことが進められてるとということも知らない人もいらっしゃる。ある所では老人会がこう出しましたということでは、何でそういうふう勝手に出されたとかっていう、その結果についてのそういうふうなこともありますんで、果たしてこのアンケートを取って、こういう数字がこうだからこれだという結論づけがちょっと急ぎ過ぎてはいないかなというふうに思うんですけども、その辺内部ではどのように判断されたのか、お願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○福祉課長（細田愛二君）

確かに議員がおっしゃられるように幅広く御意見を伺ってアンケートなり御意見を伺うのが、確かにそのニーズを捉えるには的確なのかなと思いますが、こちらの方としましては、例えばアトランダムに3,000人とか5,000人とか選んで通知を送ってアンケートということも考えはしたんですけども、特に高齢者の方ということもございまして、今やってる事業の説明をした上でアンケートを実施、希望を聞いたほうが分かりやすくなるんじゃないかということで説明会を開くということをしたんですけども、ただ、高齢者の方々がいらっしゃる団体であったりとか、集まりというのがうちの方で思いついたのがまず老人クラブ連合会ですね、ここでは各老人クラブ連合会の代表者の方々に持ち帰って皆さんで話をして意見を出してくださいということをお願いしております。あとが高齢者の団体というのがなかなかこうつかめなかったものですから、介

護予防教室の方に出向いて説明会等をさせていただいたという経緯でございます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

昨年の9月で約半年間検討されたと、ただ、9月にして9月の末と11月ですから検討期間が、1つは特色ある住民サービスですよね敬老祝金というのは、説明の中でありましたように縮小の傾向なんです。どの自治体も確かに。ただそういう意味では長与町がこれをやっていくという意味では非常に特色ある住民サービスで、高齢者を敬うサービスだったというふうに思うんですね。そういう意味では、率直に聞いて縮小ありきの取組じゃなかったかというふうにちょっと思うんですけども、そこはなかったんですか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○福祉課長（細田愛二君）

あくまでも高齢者の事業、先程言いましたが3つの事業を総合的に見直すと、ニーズもたくさん交通助成金については出てきておりましたので、そういったことも踏まえまして、その時代に合ってるのかと今やることがということでしたことでございます。減額ありきということではございません。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

捉え方の違いで言えばそれでおしまいなのかもしれませんけども、この事業はこの事業で継続してて、プラスこういう交通助成だとか、そういうのも考えられるわけですかいいね。町の予算でこれだけが高齢者福祉に使える予算というのは決まってないわけです。これしか使えないっていうには決まってないわけで、それをプラスアルファしていくというふうな判断もできるわけですから、今のお話を聞くともうこの枠の中でどうするかというふうな判断をしてるような感じがしますんで、そこがやはりそしたらこっちを削ってこっちにしちやおうというふうな縮小ありきの検討だったのかなというふうに思うんですけども、そこはあくまでもないと言われますかね。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○福祉課長（細田愛二君）

高齢者福祉を所管しております福祉課としましては、やはり高齢者の方々のニーズに合った事業をして行く、行きたいという思いがございますので、ただ予算の方につきましては、やはり財政部局の方とも話をさせていただいた上で、最低でも減額をすることなく最低ラインでも現状維持は確保したいという思いはございましたけども、それが例

えば、継続という声が非常に多かったりとそのようになことであれば、またこちらはこちらとして財政部局のほうに申し入れをしたりとか、そういうふうにはなっていたかと思えます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そういう形で進められたというのは理解いたしました。もう1つ、例えばこの30年度の予算が出てますけども、支給日が9月1日以降ですよね。そうすると、当然それまでに亡くなられた方には支給がされないということなんで、予算の執行率からするとこれまでどれくらいだったんですかね。例えば、28年度で結構ですけども執行率としてはどれくらいだと。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○福祉課長（細田愛二君）

今、御質問の資料は手元に持ってきておりませんので、後程御回答させていただきたいと思えます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員それでよろしいですか、その件は。また別ですね。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

これも今回のこの条例改正の中で検討できなかったのかという部分が1つなんですけど、やはり9月1日になると先程言ったそういう事情が起きるわけですよ。やっぱり住民の皆さんの中からは、なぜそういうふうに例えば9月の時点までに年齢に到達していないと支給ができないと。9月2日に77歳になったら次の9月1日まで支給を待たなければならないというふうな、何かそれこそちょっと不平等と言いますか、そういうこう誕生月の支給っていうのがやっぱり該当する方々からはそういうふうな要望の声も出てるもので、その辺は検討されてらっしゃるのか、改めて伺いたいと思えます。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○福祉課長（細田愛二君）

敬老の日に合わせての支給ということにしておりますので、基準日を9月1日ということとさせていただきます。100歳の方につきましては誕生日にということとさせていただきます。確かにどこかで基準日を設けないということはあるんですけども、敬老の祝いでそのときに77歳である方、88歳である方に対して祝金を贈呈するという趣旨がございますので、基準日を9月1日ということとさせていただきます。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ちょっと似たような質問なんですけど、さっきの執行率をお聞きになりましたけれども、これあくまで申請主義だと思うんですよね。今、条例と規則を見るとそう理解するんですけども、この申請率はどのようになっていますか。昨年度でかまいませんけども。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○福祉課長（細田愛二君）

申請率は100%でございます。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

確認ですけど、これちょっと事務的なことだと思うんですけども、該当者にはこちらから連絡を入れるんですか、何らかの形で。そこをちょっと教えていただけますか。それともう1点、条例の施行が5月1日になっているんですよね。この理由、4月1日でない理由が何かあるのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○福祉課長（細田愛二君）

対象者の方につきましては、こちらの方から郵送でお知らせを送らせていただいております、全て。それで御回答がなかった方につきましても催促をして100%になるようにということで、最終的に100%ということにしております。今回の条例の改正の施行日を5月1日にしているということなんですけど、この条例の改正が承認を受けた際、その対象者の方々、高齢者の方々に対して周知を図る期間をまず設けるといって、基準日が9月1日ということがあって今回施行日を5月1日ということにさせていただいております。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑ありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

そもそも長与町の県下で多分この長寿命化、長寿命率っていうか、県下で2位ぐらいだったと思うんですよね。男女のその年齢が分かれば、ちょっと教えていただければ。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○福祉課長（細田愛二君）

男性が平均寿命が長与町が81.91歳で県内第2位、そして女性が88.29歳でこれが県内1位となっております。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

となると、これまでは77歳とか、88歳とか100歳というふうな形でやってきたんですけど、これはこうなさいではないんですけども、例えば検討として男性、女性もう80歳以上の寿命だったら、例えばこれが77歳でなくて80歳にするとか、85歳にするとか、年齢のところでは検討はされるんですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○福祉課長（細田愛二君）

確かに他の自治体におきましては、80歳以上の方にとか90歳を迎えられたときにとか、自治体によってはそれぞれ基準が変わっておりますけれども、今回うちがやります77、88、100歳ですけども、アンケートの中にも委員がおっしゃったような提案もございました。ただ、そういったことも考えなかったわけではないんですけども、どうしても年齢を変更してしまうと今までもらわれていた方、また、もらわれてない方がまた先延ばしになったりとか、そういった現象が発生するというのを考えまして年齢については変更をいたしていない状況です。

○委員長（西岡克之委員）

他にありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今ちょっと年齢のことでこうやって今出てるわけですけども、これが10年前が今こうなってきた。10年後に今度はこういう具合に推移していくっていうなんかそういうデータか何か持ってますか。ちょっと教えて欲しいんですけど。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○福祉課長（細田愛二君）

年々の推移ではないんですけども、高齢化率ということで回答させていただきます。平成29年の高齢化率が24.2%でございます。10年前の平成19年が16.6%、そして平成37年が28.8%ということで見込んでおります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

その高齢化率っていうのは65歳を基準にして出してるわけですね。それで間違いな

いわけですね。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○福祉課長（細田愛二君）

高齢化率につきましては、65歳以上の人口と本町の総人口、これによって算出をしております。

○委員長（西岡克之委員）

他にありませんか。なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私は議案第11号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論いたします。反対理由は、質疑の中でも若干触れましたけども、やはり1つの高齢者に対するサービスだったというふうに思います。そのサービスが縮小されるということは、かなりの影響が出るんじゃないかというふうに思います。特に本町は町長が日頃からおっしゃられている幸福度日本一の町を目指すというふうな意味、住み続けたいと思われるような町になるというふうに言われております。高齢者、年をとられてもこういう福祉サービスがあるということは、まさに日本一住み続けたいと思われるまちになるのではないかというふうに思われます。今回、この縮小に合わせて違うところで高齢者サービスを増やしたというふうに言われますけども、そこは私は質疑の中で言いましたように、今後のこのサービスも続けながらそうした福祉サービスを増やすというふうな発想もあったのではないかなと思いますので、以上の理由から福祉サービスの後退という理由から反対討論といたします。

○委員長（西岡克之委員）

次に、賛成討論ありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私は本議案に賛成の立場から討論させていただきます。財政力指数の低下とか、将来負担率の上昇、基金の減少等近年の長与町の財政状況は明るい状況ではありません。そのような中、限られた財源を生かす努力が図られ祝金の減額に伴う財源においては、高齢者交通費・健康づくり助成事業への充当と一定高齢者サービスへの拡充というものが図られると思います。我々が行った議会報告会の中でも、子供たちのサービスへの拡充を望んでる声は多くあるんですけども、中には逆に高齢者のサービスをもっと削るべきでないかっていう御意見も町民の中からはいただきました。その中で今回、減額をする条例を上程されてるんですけども、前回、手数料条例のときにもありましたけれども、説

明が余りなく周知もなく突然として行われた、ああいった改正ではなく、今回の改正はさまざまな方から意見を聴取した上で、十分練られ上での改正だと理解しております。よって、今後これだけじゃなくいろいろな観点で拡充の見直しが行われると思うんですけども、住民への説明、あるいは調査をしっかりと行った上で今後も進めていただければと思います。以上、賛成討論といたします。

○委員長（西岡克之委員）

次に反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立をお願いします。

起立多数。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ委員会を再開いたします。

議案第3号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

皆さんおはようございます。議案第3号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例につきまして提案の理由を御説明申し上げます。この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について新たに条例を制定するものでございます。内容といたしましては、介護支援専門員、通常ケアマネージャーということで言うておりますけども、ケアマネージャーを配置している居宅介護支援事業所というのが平成30年4月1日より事業所の指定、指導等の権限が県から市町村へ移譲されることとなっております。みなし期間として来年の3月31日までみなし期間という設定になっております。これまで省令で定める基準に従い県が条例で基準を定められておりましたが、この権限移譲に伴い町で条例を定める必要が生じたものということで、本町では、基本的に県条例と同様、国の省令で定めた内容となっておりますが、独自規定といたしまして、長与町暴力団排除条例の趣旨

に則り暴力団等の介入を防ぐための措置を講じること。また、事業者の不当利得に対する返還請求権の時効が地方自治法に基づき5年とされておりますので、2年経過以降に監査等を行う場合に必要な資料の確認を行うため、国の省令、県条例では2年という設定になっておりますけれども、町では記録の保存年限を5年ということで規定をいたしております。1章では総則として第1条から第3条まで、趣旨、定義、申請者の要件について、2章では基本方針について、3章では人員に関する基準として第5条、第6条で従業者の員数、管理者の基準について、第4章では運営に関する基準として第7条から第32条まで、利用者等に対する重要事項等の内容や手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、管理者の責務、運営規程、秘密保持、事故発生時の対応など、第5章では準用規定、第6章では委任についてそれぞれ規定しております。

それでは主な条文について御説明させていただきます。第3条では申請者の要件として法人であることその他、町が独自に平成24年に制定した長与町暴力団排除条例を遵守することを規定しております。第4条では第1項で指定居宅介護支援の事業として、可能な限り利用者の在宅での日常生活の自立を目標とした事業に取り組まなければならない基本方針を定義いたしております。第2項では事業の内容としてあくまで利用者の意思の下によるサービス選択で行われる必要があるということ、適切なサービスを総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならないというものです。第3項では事業者の姿勢として利用者の意思及び人格を尊重、サービスが特定の種類、特定の業者への偏重をしないよう公平と中立を保つ。第4項では地域支援団体等の取り組みとして、協調した運営を行う基本方針を定めたものでございます。第5条は従業者の員数について、事業が円滑に実施できるよう指定介護事業所ごとに規則で定める員数と介護支援専門員を配置しなければならないというものです。第6条では指定居宅介護支援事業所ごとに、管理者として常勤の主任介護支援専門員を置かなければならないということになっております。第7条第1項では利用申込者または家族に対する運営規程などの情報を提示し、同意を得ること。第2項ではケアプランが第4条の基本方針と利用者の希望に従い作成されたことを説明し、理解を得なければならないという規定でございます。第3項では医療機関との連携促進、第4項、第5項は文書交付の条件を満たした場合は電磁的交付も可能としたものでございます。8条は指定居宅介護支援事業者が正当な理由がない場合を除き、指定居宅介護支援の提供を拒否できない旨の規定をしております。第11条では要介護認定申請に関して援助を行うものとしております。第12条では相手との信頼を得る意味におきましても、身分証明書を提示できる体制をとっておくものと規定しております。第15条第1項では指定居宅介護支援の基本取扱方針として、利用者の介護状態が悪化しないよう医療機関との連携促進に努める必要があること。また、2項では指定居宅介護支援の質の自己評価を行うとともにその改善を図ることを規定しております。第17条では報告の義務として長与町が委託している国保連へ毎月、文書での報告の義務を負わせるものでございます。第18条では利用者が認定を受けた場合や申し

出があった場合、居宅サービス計画及びその実施状況の書類を交付しなければならない旨を規定しております。第19条では保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならないものとしております。第21条では事業者が事業所ごとに運営規定を設けなければならないものとしております。第22条では利用者に対し適切な指定居宅介護支援の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものでございます。第26条では介護支援専門員、その他の従業者にその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものでございます。第28条では事業者は公平で中立性の高い事業運営を行う必要があり、これを具体的に担保する項目を規定したものでございます。第29条では指定居宅介護支援に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するとともに、苦情の内容について記録を義務づけております。第30条では事故発生時の対応として、処理を行うとともに本町及び利用者家族へ連絡しその記録をとっておくこと。また、損害賠償が発生した場合は速やかにこれを行うことと規定しております。第32条では記録の整備、保存年限を規定しております。国の基準や県の条例の2年から町独自の設定として5年ということで保存年限を規定しております。第33条では基準該当居宅支援の事業について準用する規定でございます。34条では委任規定でございます。なお、附則では第1項において本条例の施行期日を平成30年4月1日としております。また、第2項では経過措置として第6条第2項の規定の主任介護支援専門員については平成33年3月31日までの猶予期間を設けております。参考ということで規則等を添付しておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

今説明がありました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今回、県から市町村へ移行するというので、条例を新しく制定されておりますけれども、これに伴って先程みなし指定って少し説明がありましたけれども、事業所は再度申請をされるようになるのか、その辺りを教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

来年3月31日までが県のみなし期間ということで期間が設定されております。本年については4月1日から町の指定になるんですけれども、更新時期に合わせてということで6年ごとに更新がありますので、更新がきた段階で町ということになります。ただし指定者に係る指導とかいう部分については、こちらの方の担当が4月1日からということになり県の指導は無くなると。みなし期間ですので無くなるということになります。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

その6年ごとに更新をされるから、そのときに、今、県で認められてる人は申請をするということに理解していいのか、そのみなし期間というのが何を意味するこの1年間であるのかちょっと教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

みなし期間というのが県に申請している更新がない場合ですね、更新月に合わせて、まだその県の条例が生きてますよということで、今度4月1日から町で条例をしますので、町の条例に沿った形の更新になりますけども、更新自体は6年に1回ですので、その更新が来た段階で随時町が指定権者としてなっていくということになります。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今度は条例の中で29条の苦情処理のところでお尋ねしたいんですけども、長与町で苦情処理をすることにももちろんなるかというふうに思うんですけども、どの窓口でされる予定なのか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

苦情処理におきましては、介護総務係の方で行いますけれども、この内容につきましては、県に報告ということになります。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

県に報告するってことですので、県への報告は1か月に1回となるものなのか、何か月かまとめてになるものなのか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

苦情等と事故報告に関しては、相手からこちらに文書なり報告があった時点で速やかに県に報告しております。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。

安部委員。

○委員（安部都委員）

県から町へ移行されるということですが、この介護事業者への周知徹底ってどのようにされたのかということ、それからまた県から町へ移行するに当たって、やっぱりそここのところ何らか縮小されるもの、不具合とか、何か事業者からの不安とかそういった声は聞かれたんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

ケアマネが所属している連絡協議会みたいなものがあるんですけれども、それと事業所の方が参加しております長与町ケア連絡会、そちらの協議会の方で会長、副会長については、この分が県から市町村に移行されますということで説明会等で話はしております。県から町村に代わったからサービスの内容とか、事業所の指定とか、そういった部分の変化っていうのがあるのかということですが、そういった部分については、県の申請と同様になりますので、書類自体も何ら変わっておりませんので、県に経由する段階が省略されたという部分で短縮されたという把握はあります。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

昨今やっぱり介護事業者からの声を聞くと、非常にやっぱり厳しくなってきたっていうような声もありますけれども、町内においての介護事業者の廃業とかもいろいろ聞かれると思うんですが、現在のところどのくらい昨年からそういった廃業、町であったのかちょっとそこら辺を教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今現在県で指定を行っている町内の事業所ということで13事業所ございます。今後、更新をしないという事業所が1団体申し出がっております。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

これをする事になって何か特別な事務負担するから専用に人員が増員をしなきゃならないとか発生するのか、まずその点が1点と。13条に利用料等の受領ということで、金額的には何かどっかに出てくるのか、ちょっとその2点をお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

30年度から権限移譲ということで、事務がかなり増加をしております。特に施設等の指導等も今後出てまいりますので、そこら辺は一定私の方から人事の方にお伝えをしておりますが、あとどういう手当てが来るか。もし職員でなければ非常勤とか、いろいろな手当てが今後必要になってくると思います。業務内容によっては、委託等も検討することがあるかと思っております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

続けて課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

利用料の件なんですけれども、利用料につきましては、居宅介護のケアプランをすることについては無料なんですけれども、連絡、例えば相手方に行く交通費とか、そういった部分は実費弁償になりますので、そういった部分を提供する。幾らということを表示する。相手に伝えるということになります。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

この利用料っていうのは、誰が利用料として払うのか、個人なら個人、利用する人が利用料を払うのか、そういうところになるんですかね。その利用料というこの言葉の、払う人ですね。ちょっとそこのところ説明願います。

○委員長（西岡克之委員）

和泉課長補佐。

○課長補佐（和泉嘉彦君）

先程の利用料につきましてですけれども、参考資料としてお手元に配付しております施行規則の第5条でございますけれども、ここの中で利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費ということで定めております。ですから先程課長が申し上げましたとおり利用者が選ばれた居宅支援事業所、そちらの方が例えば区域外のサービスを提供されるということもありますので、そのときに要する交通費を利用者の方に負担いただくということになります。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっとそしたらそこで関連しますけれど、ここの規則にある内容ですと、通常自分の居宅ならば利用料は発生しないと、それ以外の所で介護をお願いしたら掛かるというふうな考えなんですか。そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

和泉補佐。

○課長補佐（和泉嘉彦君）

居宅介護事業所を選ばれるのは御本人の意思の下に選べるわけですね。ですから、例えば長与町内の方が長与町内の事業者を選ばれるということであれば、それについては、特に交通費等は掛からないだろうと思います。ただ、例えば長崎市とか時津町や他の区域の方を選ばれるってということもあり得るということで、そういう場合には、必要な交通費を御負担いただくということになります。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それでは、ちょっと違う別の質問で、そもそも県から移譲をされた経緯といたしますか、が元々このねらいが何なのか、そこが少し分かればというふうに思いますけども、説明していただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

これはここ数年、権限移譲ということで第3次地方分権一括法による国が県に県から町村にということで、地方分権一括法に基づいて権限が移動した部分になります。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

国の法律でということなんでしょうけど、僕が感じたのはいわゆる地域の医療体制、介護体制の横の連携もこういう形で繋げろっていうふうなねらいもあるのかなというふうにちょっと思ったんですけども、これに伴う言わばさっきちょっと人員の問題が出てきましたよね。負担がどれくらい出るものなのかですね。移譲された部分で、国のそういう権限移譲のところになると、今度はこれに対する補助だとか、いわゆる国県等の町に対する負担というのがあるものなのか、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

県からこのたび移譲した部分についての補助助成っていうのは全くございません。それと職員については部長の答弁にありましたけども、今現在、総合事業の分が3月までに許認可の分が発生してるんですけども、超勤等を職員にお願いしている状況で、人件費的なものは負担がっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それで先程ちょっと同僚議員の質問で13事業あるということで、先程1団体はもうその事業をしないという申し入れがあつてるといふことですが、事業そのものは先程も確認されてましたけど、県から移譲されて単に町との対応というふうになるということで、いわゆる支援を受けてる人たちの影響というのは、特に介護の支援と申しますか、そういう形で受けてる部分についてはもう全く問題ないというふうに捉えてよろしいのかですね。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

権限が県から町村に移した部分なんですけども、利用者については全く権限移譲前と後では、変わりはありません。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

参考までに13事業所で、居宅介護の支援を受けている対象者がどれくらいいるのか、分かれば教えていただきたい。ないですかね。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

実際にこちらの方、何件というのは把握しておりません。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

第3条におきまして、先程長与町の独自の規定で作られたというところなんですけど、この暴力団員に関与しているとか、暴力団員の関与の認められるとか、こういったことで挙げられてるんですけど、これについては事前に審査、調査を行うということで、どのように誰がされるのか。窓口が外向いて行かれるのか、弁護士に頼むのか、そこら辺のところちょっともう少し詳しく教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

第3条の暴力団排除条例の関係ですけれども、これにつきましては、申請が上がってきた段階で、役員とかそういった部分の表示がございますので、警察と内容について該当するのか、しないのか、協議が発生してくると思っております。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の件を採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で55分まで休憩をしたいと思います。

(休憩 10時44分～10時53分)

○委員長(西岡克之委員)

それでは休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

議案第16号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

辻田課長。

○介護保険課長(辻田正行君)

議案第16号長与町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。介護保険事業については介護保険法の規定により3年間で1期となる事業計画により運営しており、平成29年度は第6期の最終年度となっております。今回、平成30年度から32年度までの3年間の事業計画を策定するに当たり、サービス見込み料等を推計し、長与町介護保険運営協議会において審議を重ね、長与町老人福祉計画第7期介護保険事業計画を作成いたしました。この計画に基づき介護保険料の改正等について提案するものでございます。第12条、第13条、第31条は介護保険法の改正に伴う条文の整理でございます。第14条第1項は適用期間を平成30年度から平成32年度までとし、第1項第1号から第9号までに掲げる第1号被保険者の保険料の額をそれぞれ改定するものでございます。また、第2項から第4項までは第1項の第6号から第9号までの施行令各号のイの町が定める範囲の額を定めたもので、第5項につきましては低所得者保険料軽減に係る保険料を定めたものでございます。保険料につきましては、計画期間中の3か年に係る第1号被保険者や認定者の推計を基に第6期計画の実績を踏まえながら介護給付費等を推計いたしております。これにより算出された第7期計画の保険料基準額につきましては、介護給付費準備基金等を活用し月額5,400円といたしております。なお、第6期計画時の保険料基準額と比較しますと、今

回の改定で月額5,661円からマイナス4.6%の261円のマイナス改定となっております。なお、附則につきましては、第1項において本条の施行期日を平成30年4月1日とし、第31条につきましては公布の日からとしております。また、経過措置として、第2項では平成29年度分までの保険料については、なお従前の例によることとし、第3項では第1項の但し書きに規定する適用について、なお従前の例によることと規定しております。以上が本案の主な内容でございます。議案の参考資料として保険料等の新旧対照表を添付しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

第14条の2項、3項、4項とこの金額が何か変わってるのが、どういう意味で変わったのか教えていただきたいのと、第5項は表現が変わってるかと思うんですけども、この内容をもうちょっと詳しく教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

第2項、3項、4項、5項の今の現行の分につきましては、施行令で定めている金額ということになります。今回、町が改正を予定している分につきましては、2項、3項、4項がこの部分に当たりまして、この金額については、国の標準の税率に基づいて所得の段階については設定しております。今度改正後の第5項につきましては、これまで消費税に伴う保険料の軽減というのを第6期でもやってるんですけども、第7期についても引き続き行うということで、14条1項1号に掲げる額につきましては、国の標準に定めている金額について表示し、今回改めて5項で低所得者の軽減ということで別に定めさせていただいております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今御説明あった国の標準って、何の標準か教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

国の施行令で定めている標準ということになります。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

国の施行例ということですから、どの施行令がちよっと分からないので、何に基づいてるのか、その名前をよかったら教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

介護保険法施行令ということで、法律名はなります。この中の39条ということで、この項目について準用しております。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。

続けて、饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

もう1点、31条の第1号被保険者を被保険者に変えてる理由を教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

これまで第1号被保険者のみということで、規定が設けられておりましたけれども、40歳から64歳までの方が第2号被保険者となりますので、その方も対象に含めたということになります。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

低所得者における軽減は分かるんですが、第14条の1号で3万600円を3万2,400円、ここだけは上がってるわけですね。そのところの対象者ちよっと教えていただけますか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

第6期計画では、第14条1項1号につきまして低所得者の保険料ということで示させていただいておりますけれども、今回の改正におきましては14条1項1号につきましては、国の標準の税率ということで示させていただいており、低所得者ということで5項で別途示させていただいておりますので、現行の条例では14条1項1号の3万600円の金額と同等の金額が14条5項の低所得者の金額ってということで、3万600円が2万9,200円に対応をするということに条例で定めさせていただいております。

○委員長（西岡克之委員）

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

1項につきましては、あくまでも国の施行令に基づく保険料を定めておりますが、5項で特例として3万2,400円を2万9,200円にしますよということで、第1段階のところは保険料が上がってるといってごさいません。下がってるといってごさいません。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。
河野委員。

○委員（河野龍二委員）

条例の見方としては非常に分かりづらいですね。この本条例がずっとあって、その後、低所得者っていいですか、国の施行令に基づいて保険料は条例で出しましたけども、実際この保険料になりますという、そういう手法を取らざるを得ないのかなと思うんですけども、この2万9,200円が1番上に出てくるというのはできないんですか。そこをひとつお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今回このように条例を変えさせていただく背景に消費税の増税が検討されておりますので、その段階で31年中になりますので、32年について補助が別途、国の方が示した段階で金額等が変わってきますので、そういう背景で今回、国に準じて条例を制定させていただきました。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと気になったんですけども、仮にこの消費税が税率が変わらない場合でもこの条例に基づいた保険料を徴収するというふうに捉えていいんですかね。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

消費税の動向がまだはっきりしておりませんので、消費税がもし上がるとなればその分の介護保険料の低所得者の救済というのが出てくるかと思っておりますので、その分がはっきりした段階で保険料については変わってくるかと思っておりますので、第5項の低所得者への対策ということで国が打ち出した場合は、第5条の条例改正ということでお願いするようになるかと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

動向がまだ分からないっていう話をされて、第5項の条件というのは消費税の税率が変わったらというふうな条件になってるんですか、そしたら。いわゆる第7期が今期から始まるわけですたいね。税率の改正は10月ぐらいだというふうに言われてますよね。徴収は実際6月から始まるんですから10月以降税率が上がったら3万2,400円が2万9,200円になりますというふうな提案なんですか。ちょっとそこを確認させていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

これにつきましては、第6期計画と同じ考え方でございますので、今の消費税に対応した金額ということになりますので、消費税が上がるとなればこの2万9,200円にさらなる軽減が打ち出された場合については、この分については金額の変更ということでは条例の改正をお願いするようなことになるかと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと認識がずれてたと思うんですけど、私は8%から10%にならないとこの5項が生かせないのかなっていうふうにちょっと思ってたんですけど、そうじゃないということですね。そういう解釈でいいですね。もう一度お願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

この5項につきましては、6期でも実施されておりますので、引き続き7期においてもこの金額逓減につきましては、この金額でいくということになります。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

参考までに数字が分かれば教えていただきたいのが各段階の各対象数ですね。第1段階から第9段階までの対象数が分かれば教えていただきたいと思います。7期が分かれば1番良いんですけども、6期でも教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

島係長。

○係長（島典明君）

7期における想定なんですけど、第1段階が1,512人、第2段階が571人、第3段階が550人、第4段階が1,843人、第5段階が1,245人、第6段階が1,3

21人、第7段階が1,609人、第8段階が748人、第9段階が768人と想定しております。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

第14条2項中それ以下の条文が、金額が未満が外れてますよね。120万未満を120万に改める、190万未満を200万に改めるということで、未満の数、文言を外す理由といたしますか、それを少し教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

保険料につきましては、先程も介護保険施行令39条を準用して表示しているということの説明申し上げましたけれども、第6期計画におきましては、その分に準じた形じゃなかったものですから今回改めてっていうことで表示をしております。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第16号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

議案第17号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

議案第17号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。この条例は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。主な改正の内容といたしましては、平成30年度から高齢者や障害児、障害者がともに利用できる共生型サービスが創設されることとなります。これを受けて障害者福祉制度の相談機関との密接な連携を図るため第3条第4項中「介護保険施設」の次に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者」を加えております。次に公正中立なケアマネジメントの確保という点から指定介護予防支援の開始に際し、利用者は複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることができる等について説明することを義務づけております。第7条第2項中「である」を「であり、利用者は、複数の指定介護予防サービス事業者（法53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改めております。次に医療機関との連携促進という点から入院時に担当ケアマネージャーの氏名等を入院先に伝えるよう利用者に求めることを義務づけるため、第7条第2項の次に第3項として「指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない」の条文を。指定介護予防サービス事業者等から提供された利用者の服薬状況等について、利用者の同意を得て主治医等に提供することを義務づけるため、第33条第9号中「のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ」を加え、同条第14条の次に14号の2として「担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。」を。利用者の同意を得て意見を求めた主治医の医師等に対して介護予防サービス計画を交付することを義務づけるため第33条第20号の次に20号の2として「前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。」の条文をそれぞれ加えております。なお、附則につきましては、本条の施行期日を平成30年4月1日からとしております。

以上が本案の主な内容でございます。参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりましたので、質疑をしたいと思います。

質疑のある方どうぞ。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

では参考資料を見ながらちょっと言いますけども、改正後の3条の4で、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者と新しい名前が出てくるわけですが、これはもう現実にそういう事業者が指定されておるのか、これからまた新たにそういう事業者を作っていくのか。そこんところよろしくお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

この条例に該当する事業所といたしましては、地域包括支援センターが適用になっておりまして、他の事業所については今のところございません。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

地域包括支援センターがストレートにもうこれに無条件でなるんですか。再度お願いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今後につきましては不明な部分がございますけれども、現状では包括のみがこの条例の対象ということで考えております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

冒頭説明があった共生型サービスというのを少し分かりやすく説明していただければというふうに思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

これまで実際のサービス内容については、同じようなサービスということで行っていた事業所、高齢者のサービスと障害者のサービスがそれぞれ別のサービスで、やっていることは同じだったんですけれども、それが今回の改正でお互いにサービスが利用できますよということになっております。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

そしたら、それを踏まえて高齢者の方が介護支援サービスを利用するとき、例えば介護サービスは入院されたときにそこでストップされたわけですよね、今まで。介助者の利用なんかができなかったわけですね。これが一括されるということは、そのところも認められるというところになりますか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

このサービスの一般的に国が想定してる分につきましては、ホームヘルプサービスとデイサービスとショートステイという部分を想定しているということになっております。入院のときにつきましては、介護は使えないということになります。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

移動支援とか行動支援、例えば介助者がつきますよね。実際に居宅のときでも介助者がつきますよね、通院とか、そういった所に行くときも。今までは入院されたときの介助者がつかなかったけど、他の自治体では今度は入院まで介助者はつくようになったというような話を聞いたんですけど、本町ではされないということですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

他市町の状況が介護保険の適用でされてる部分か、福祉事業ということでされている部分か、ちょっと私は分かりませんが、介護保険の部分ではそういったサービスは適用外となっておりますので、これについても適用外になるかと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程共生型サービスというのが、介護も障害者も同じ施設内でそういうサービスが行えるというふうな形でとらえていいんですか。ちょっとそこら辺がまだよく分かってないんで、教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

今まで介護保険のサービスであるとか、障害のサービスっていうのは、それぞれ事業

所の指定を受けて高齢者の例えばデイサービスなどは、県の通所サービスの指定を受けた事業所で介護の認定を受けた人でないと利用ができなかったというふうになってたんですけども、それが今後は高齢者のデイサービスとして指定を受けているところは障害者のデイサービスとしても同じように認定を受けているっていうふうに考えられて、例えば今まで障害のサービスを利用して、それが65歳以上になったので高齢者のサービスに移行しなければいけないとなった場合も、今まで利用してた障害者向けのデイサービスに続けて利用ができるとか、お互いどちらのサービスも高齢者の方が障害者の方のデイサービスを利用できるとか、障害者の方が高齢者のサービスも利用できるといいうふうにお互いのサービスを利用できるようになるというような考えでされております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっとそこら辺も十分理解してないんで、ちょっとその趣旨が理解できるかよく分からないんですけども、通常、障害者の方の施設、自立支援に基づくサービスというのは、医療機関が行う介護サービスとはちょっと違った部分があったのかなっていうふうに思うんですけども、今、医療機関がやってる介護サービスの中にも障害者のいわゆる支援サービスができるというふうなところで、果たしてそういう余地があるのかなというふうに思うんですけども、介護サービスもかなり多くの方が利用して、どの施設もそういうので大変な事業じゃないかなというふうに思うんですけども、いわゆる障害者の自立支援もいろんな形でサービスできるという部分が含まれるとなりますけども、そういう余地そのものがあるのかなとちょっと思うんですけど、そこら辺は分かりますか。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員、続けて。

○委員（河野龍二委員）

質問を変えさせていただきます。第7条のところで、ここで極端に言えばこの項が介護支援事業者は事業の提供をする前に自分の所じゃなくて他にもこういう施設がありますよというのを説明しなさいというふうになってますよね。これは、どの時点でやるものなんですか。例えばデイサービスをしましょうと、うちではこういうふうにしますと、いうふうにだんだん決まっていく中で、でも、こういうサービスをする所はこういう所がありますよというふうな説明をしなさいというふうになってると思うんですけども、だからどの時点で、まず最初に依頼があった時点で、うちの事業所以外にもこういう事業所がありますよというふうに提供するものなのか。それともずっとサービスの中身を、ケアプランを立てていく中で、このケアプランですけども他にも事業所がありますよというふうな形で説明をされるものなのか、ちょっとそこを教えてくださいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

利用者の方から希望があって、例えば通所のサービスを御利用したいというふうな御希望があったときに提供する情報として、複数のサービスを紹介してその中から選んでいただくというような形になります。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

冒頭に指定介護予防支援事業者はとなっておりますね。これがどこの機関になるものなのか、例えばさっき言う地域包括支援センターになるんですか。それとも各事業所になるのか。そこで例えば各事業所、私がそういう事業してて私の所にデイサービスを受けたって来た場合に他の事業所もありますよって果たして自分の利益になることをそういうふう提供するかというふうにちょっと疑問があって、ですからどこの時点で誰がそういうふう提供をするとしてるものなのかですね。そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

現在この条例に該当する事業所は地域包括支援センターということで指定をしておりますけれども、これに相談があったときにセンターのケアマネが利用者に対して、計画を立てる段階でいろんなサービス事業所を複数紹介するという形になります。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それで紹介をするよう求めることができることについて、だからどこの事業所がいいですかっていうふうなことを説明しなければならぬと、理解を得なければならぬとなっておりますけど、例えば説明したという行為をどういう形で残すものなのかですね。口頭で残すものなのか、あるいはまた紙面、いわゆる何かの紙を以って説明を受けたということで、その利用者が署名をするものなのか、そこが無いともうこれは言った言わないの世界になっていく可能性があると思うんで、そういうのはどういうふうにする予定、どういうふうにする必要があるのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

現在、包括支援センターで複数のサービスを情報提供して、その中から利用者が希望するサービスを選ぶ場合は、通常、事業所の一覧などを用いて口頭で説明をいたしましたし

て、その中で利用者が希望したサービスに決めたという流れを介護計画の中の支援経過記録に文書として残すようにしております。そのような形がこの場合においてもされるものと考えられます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

何でしょうね、私が知っている事例でもかなり認知が入ってたりだとか、本人がそういう確認ができない部分もたくさんあるんじゃないかなというふうに思うんですね。そういう場合は家族だとかになってはいくんでしょうけど、具体例を挙げれば、その方の家族も遠方におられてなかなかそういう対応ができないという部分が多々あって、その方も施設の入所が非常に手間取ったと言ったらおかしいですけど、本人の意向もあってなかなかできなかったということもあって、そういう方々に対して理解を得なければならぬというのが非常に難しい作業ではないかなというふうに思うんですね、その辺はどのように対応されようと考えてらっしゃるのかですね。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

条例では指定介護予防支援事業者ということで、要支援相当の認定を受けてる方というのが想定されておりますので、重度の認知の方っていうのはあんまり想定されておりませんが、もしそのように理解度にかなり難しいというようなことがある場合は、他の例えば成年後見制度であるとか、他のそういうサービスも合わせて本人の代理でどうか、確認をして手続などを行うというふうにしていくようにしております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

3条の4のところで指定特定相談支援事業所は地域包括支援センターを想定しているというふうに言われたので、その上に事業の運営に当たっては、長与町地域包括支援センター、老人介護支援センターとか、ここに名前が挙がってるから、ここにわざわざ上げる必要がないんじゃないかと思ったので、その点を確認したいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

この条例が今現在、事業所として認定してるのは地域包括支援センターですよということ、今後そういった相談事業者が指定という形になれば、そういった事業所も出てきますけれども、今の段階では包括がこの指定を受けてますので、その部分には当たるとは思いますが、今後、障害者の方の特定相談事業者という方が申請されれば、そ

の方が当然該当が出てくるかと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

分かりにくい答弁で申しわけございません。障害者の日常生活の特定相談支援事業者というのは、今のところありません。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

この条例の名前ですけれども非常に長い条例、国からのかというふうに思うんですけれども、これを長与町の条例として短くすることができないのかお伺いします。

○委員長（西岡克之委員）

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

一応法律に則ってこういう条例名をつけておりますので、現行ではこの条例名で、大変長くて申し訳ないんですが、いかせていただきます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

了解しました。ちょっと理解しがたいところでお尋ねしたいんですけども、介護予防が要支援1、2が終わって今度総合事業に移るわけですよね。移っていくわけではないんですか。ちょっとその辺の関係がよく分からないので、この総合事業による介護予防の中にも訪問サービスとか通所サービスとかありますよね。その分とこの指定介護予防支援事業所で受けるサービスの違いというものがあれば教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

介護予防支援事業所っていうのは、いわゆる要支援1、2の方と事業対象者として判定を受けて総合事業のサービスを受けられる方も含めて、要支援1、2、または事業対象者の判断を受けられた方がいろんな介護予防のサービスであるとか、総合事業のサービスを受けられる場合のケアマネジメントするのがこの介護予防支援事業所ですので、違いは無いです。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

では違いは無いということですので、必ずケアプランを立ててからするというので、総合事業も今の予防のサービス事業所も一緒ということで理解していいのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

そのような考えで間違いありません。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑ありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

この中で先程言われました65歳問題のところがあると思うんですが、一括されるというところで障害者サービスのところもその解消がされるというふうに認識していいのか、しかし認定自体がこの介護予防と合体することで厳しくなっていくのではないかっていう恐れがあります。そして、費用面が障害サービスから介護サービスにやっぱり移行をされるので、費用面としても10倍ぐらいに上がったとも言われるので、その辺り費用面に関してはどのようになってるのか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

障害者サービスと介護サービスの利用者の経費関係の対比ということですが、それにつきましては、こちらの方では分かりかねます。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で13時まで休憩をいたします。

(休憩 11時50分～13時0分)

○委員長(西岡克之委員)

それでは休憩を閉じ委員会を再開いたします。

委員の皆様申し上げます。日程の中で14日及び16日は13時から委員会審査になります。また16日には請願の審査をいたします。以上です。

それでは、議案第18号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

課長。

○介護保険課長(辻田正行君)

議案第18号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。今回の改正は、各地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布により認知症の定義に係る条文の変更に伴う条文整理になっております。なお、附則につきましては、本条例の施行期日を平成30年4月1日からとしております。以上が主な内容でございます。なお、新旧対照表を添付しておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(西岡克之委員)

説明がありましたので、今から質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員(吉岡清彦委員)

これからすると認知症という言葉が出てくるけど認知症だけを指定ということで、この条例はなってるわけですか。ちょっとそこんところお尋ねします。

○委員長(西岡克之委員)

課長。

○介護保険課長(辻田正行君)

指定につきましては、認知症を含むということで御理解をお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

認知症を含む、そしたらこの指定地域密着型っていうその指定、その他どういうものが指定に入ってくるのか。改めて聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

長与町が指定するっていう部分と地域密着型っていう部分については、町内の利用ということで、町民の方が限定されて使用するサービスということになります。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

介護のことを言ってるわけですか、介護する何かの指定ということになるんですか。その指定という意味が、再度ちょっと、その指定っていう意味もどういう形の指定して、何を指定してあるいはどういうことを指定するのか、どういうものを指定と言うのか、ちょっとそここのところの指定というのを改めて教えて欲しいですね。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

指定という部分は、長与町が基準を指定した事業所ということで、特定の項目を指定ということではなくて、あくまでも長与町が地域密着型サービス事業所として指定をしたっていうふうな捉え方になります。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

指定というのは事業所を指定したということの指定ということになるということですね、改めて再度お願いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

事業所の指定ということになります。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。

なければ、いいですね。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件の採決をいたします。

本案は議案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長(西岡克之委員)

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

議案第19号長与町地域指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

辻田課長。

○介護保険課長(辻田正行君)

議案第19号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。議案第18号と同様に今回の改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布により認知症の定義に係る条文の変更に伴う条文整理でございます。附則につきましては、本条例の施行期日を平成30年4月1日からとしております。参考資料として、新旧対照表を添付しておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(西岡克之委員)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員(河野龍二委員)

議案第18号とほぼ内容は同じですので特にないんですけども、今回その条文中の第5条の2が1項に変わったということで、そもそもその定義そのものが大きく変わった内容があるものなのか、介護保険法の。そこがこの改める中身ではちょっと理解できな

いので、その定義そのものが変わったというわけではない。ただ条文の条項そのものが変わったというふうな方で解釈していいんですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

改正前につきましては、介護保険法第5条の2ということで、1項のみの認知症に関する項目ということであったんですけども、改正によりまして、2項、3項ということで条文が追加されております。内容につきましては変わっておりません。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ですから第2条の2が、第2条の第1項に変わったということの条項のずれという判断ですか。今、条文が追加されたら、追加されたなら追加された部分が出てくるのかなと思ったんですけども、その条文が追加されたため項がずれてこの項になったということの解釈でよろしいですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

条文が1項の分が3項立てになったということで、参考にする条文が項が変わったために今回の条例改正というふうになっております。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ委員会を再開いたします。

議案第32号平成30年度長与町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

議案第32号平成30年度介護保険特別会計予算につきまして御説明させていただきます。介護保険特別会計の予算ということですが、保険勘定で歳入歳出それぞれ28億7,561万7,000円で前年度比2億7,422万7,000円の8.7%減となっております。平成30年度の事業につきましては長与町第7期介護保険事業計画に基づき事業費を算出しております。それでは説明書により説明させていただきます。

まず介護保険事業の保険勘定の歳入予算でございます。6、7ページをお願いいたします。1款1項1目第1号被保険者保険料6億6,372万8,000円は前年度比8,670万3,000円、11.6%の減となっております。内訳といたしまして、現年度分特別徴収保険料5億9,310万6,000円、現年度分普通徴収保険料6,812万2,000円、滞納繰越分普通徴収保険料250万でございます。給付費や地域支援事業費の事業費の22%相当が保険料の負担ということになっております。

2款使用料及び手数料は督促手数料になります。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金4億8,327万円は前年度比6,514万、11.9%の減となっております。給付費に対する国の法定負担金相当分で施設分15%、居宅分20%となっております。2項国庫補助金1目調整交付金8,657万9,000円は法定負担率は5%ということになっておりますけれども、補正係数により平成30年度は3.35%で計上をいたしております。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）3,351万4,000円、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）3,630万4,000円は、国の法定負担分で介護予防日常生活支援総合事業が25%、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業が39%となっております。地域支援事業交付金の総額ベースでは6,981万8,000円で前年度比1,723万2,000円、32.8%の増となっております。

4款支払基金交付金は、2号保険者40歳から64歳までの方が納めた社会保険料から給付負担金ということで給付がある分になります。1目介護給付費交付金6億9,780万3,000円は前年度比1億1,508万14.2%の減となっております。交付率は給付費の27%となっております。2目地域支援事業交付金3,619万5,000円は前年度比116万8,000円で3.3%の増となっております。交付率は給付費の27%となっております。

次の8、9ページをお願いいたします。5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金3億5,667万8,000円は前年度比3,856万3,000円、9.8%の減で給付費に対する県法定負担分、施設が17.5%、居宅分が12.5%となっております。2項県補助金1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,675万7,000円、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）1,815万2,000円は、県の地域支援事業交付金の割合で計上をいたしております。地域支援事業交付金の総額ベースでは3,490万9,000円で前年度比861万6,000円と32.8%の増となっております。交付金の割合は、介護予防日常生活支援総合事業が12.5%、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業が19.5%となっております。6款財産収入は存目計上でございます。

7款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金3億2,305万7,000円は前年度比3,983万7,000円、11%の減となっております。町の法定負担割合ということで12.5%相当分になっております。2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業分）が1,675万7,000円、町の法定負担割合の分ということで12.5%の割合になっております。3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）ということで1,815万2,000円、これは町の法定負担割合ということで19.5%分になっております。地域支援事業交付金の繰入金の総額ベースでは3,490万9,000円で前年度比861万6,000円、32.8%の増となっております。4目その他一般会計繰入金5,330万円は前年度比293万9,000円、5.2%の減となっております。これにつきましては基準内の繰入で、総務管理費、徴収費、介護認定調査会費、趣旨普及費、介護保険運営協議会等に充てるものとなっております。5目低所得者保険料軽減繰入金52万9,000円は、低所得者保険料軽減に係る公費負担分ということで、第1段階の基準に対する負担率を0.5から0.45へ軽減したものに對し、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で負担するものでございます。2項介護給付費準備基金繰入金は2,000万円を計上いたしております。10、11ページをお願いいたします。8款繰越金1,000万円は前年度分の繰越金になっております。9款諸収入1項延滞金、加算金及び過料、2項町預金利子、3項雑入については、それぞれ存目計上をしております。

歳入については以上であります。

次に歳出ということで、予算説明書の14、15ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費1,370万7,000円は前年度比397万8,000円、40.9%の増となっております。ここでは被保証書等資格管理に関する事務を計上しており、増減の主な要因として介護保険システムの再リースによりこれまで対応しておりましたが、サーバー等の機器に障害が生じたために、今回更新を行うために経費の増となっております。2目連合会負担金30万3,000円は国保連合会に対する事務負担金となっております。次に2項徴収費1節報酬では徴収嘱託員1名分

の報酬を計上いたしております。11節印刷製本費は、納付書や各種通知、窓あき封筒に係る経費を計上しております。12節役務費では、納付書や保険料通知書等を送るための郵便料、口座振替手数料等を計上いたしております。16、17ページをお願いいたします。3項介護認定審査会費1目介護認定審査会費1,332万4,000円は前年度比82万9,000円、6.6%の増となっております。審査会の委員30名の12回分の報酬と介護保険専門員2名分の報酬、並びに認定審査会運営経費等に係る分を計上いたしております。増の要因といたしましては、平成29年度につきましては介護認定審査会を月5回、1回当たりの審査件数をおおむね30件で実施しておりましたが、審査会の委員より適正な審査が難しいということで、審査件数を28年度と同様にして欲しいとの要望があり、今回審査会を月5回から6回へ1回当たりの審査件数を30件から25件に変更したことにより、審査会の回数が増えたことにより増となっております。2目認定調査等費2,107万6,000円は、認定調査に係る介護認定調査員3名分と認定調査780件分の報酬の他、医師の意見書作成手数料、認定調査に係る経費を計上いたしております。続きまして18、19ページをお願いいたします。4項趣旨普及費は65歳になられた方などに介護保険制度の周知のためのパンフレットを配付しております。そのための経費ということで計上させていただいております。5項介護保険運営協議会費は、3回分の開催経費を計上しており、前回29年度につきましては、7期計画にかかるということで経費を計上しておりましたので、今回そういった経費がなくなりましたので大幅な減となっております。

2款保険給付費1項サービス等諸費25億8,445万8,000円は前年度比3億1,869万4,000円、11%の減となっております。ここでは要支援要介護の認定を受けた方が利用した介護サービス、介護予防サービス費の支払い分と、国保連への審査手数料を計上いたしております。

20、21ページをお願いいたします。3款地域支援事業費2億2,714万7,000円は前年度比4,740万6,000円、26.4%の増となっております。1項介護予防・生活支援サービス事業費は、これまで要支援の方が利用していた訪問介護、通所介護が総合事業ということで、総合事業に移行した分がこちらの方の経費ということになります。1目介護予防・生活支援サービス事業1億369万1,000円は前年度比846万6,000円、8.9%の増となっております。2目の介護予防ケアマネジメント事業費は1,238万4,000円、前年度比51万6,000円と4.3%の増となっております。続きまして2項1目一般介護予防事業費1,798万3,000円は、お元気クラブ、めだか85、いきいきサロン事業、介護予防サポーターポイント制度や脳トレ教室を実施するための経費として、8節はお元気クラブの開催に伴う医師等の謝礼、13節委託料は、めだか85、脳トレ教室、介護予防サポーターポイント制度に係る社協への委託、19節負担金、補助金はいきいきサロン事業、介護予防サポーターポイント制度に係る補助金になります。続きまして22、23ページをお願いいたします。3

項包括的支援事業・任意事業 1 目地域包括支援センター運営費 2,151 万 4,000 円は、長与町地域包括支援センターに係る職員給や地域包括支援センター運営協議会委員の報酬等を計上いたしております。職員給等の人件費につきましては、保健師、社会福祉士等の専門職に係る職員給を計上しております。2 目総合事業費 22、23、24、25 ページにわたりますけれども、1,959 万 1,000 円は、介護保険課窓口設置の介護相談員と訪問指導を実施しております訪問看護師の報酬や医師等の謝礼、軽自動車のリースと相談事業に係る経費として計上しております。なお、新規事業といたしまして、在宅医療介護連携に伴う相談員の設置と設置に伴う周知啓発に係るパンフレットの作成を予定しております。3 目権利擁護事業 282 万 5,000 円は、高齢者の方の権利擁護のための成年後見人制度の周知等を図るためのパンフレット作成等を計上いたしております。4 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 1,200 万円は、主任介護支援専門員配置に伴う報酬、資質向上のための研修経費を計上いたしております。次に 26、27 ページをお願いします。5 目在宅医療・介護連携事業費 481 万 9,000 円は、長与町在宅医療連携推進協議会の運営に係る経費を計上いたしております。6 目生活支援体制整備事業費 800 万は、平成 29 年より地域包括ケアコーディネーター、主な業務として生活支援コーディネーターということでの嘱託員の配置に伴う経費及び高齢者の社会参加や生活支援の充実を推進するための経費を計上しております。平成 30 年度も地域の支え合いのための住民周知や研修会を開催し、地域の課題等の協議を行ってまいりたいと考えております。26、27、28、29 と続きますが、7 目認知症総合支援事業費 1,706 万 8,000 円は地域包括ケアコーディネーター、主な業務として認知症地域支援推進員の配置に係る分や認知症初期集中支援チームの設置に係る業務委託料等を計上いたしております。認知症初期集中支援チームにつきましては、当初 29 年度中の設置を予定しておりましたが、医師会との協議、調整が現在進行中であることから平成 30 年中の設置に向け、現在協議を重ねております。また、相談体制の充実を図るために認知症カフェの事業を実施したいと考えており、その周知のためのパンフレットを作成する予定であります。8 目地域ケア会議推進事業費 127 万 2,000 円は自立型の地域ケア会議の開催に係る経費を計上いたしております。次に 28、29、30、31 ページとわたりますが、9 目任意事業 600 万円は、ケアプラン点検等給付適正化に伴う人件費や認知症講話に係る報償費、家族介護支援事業費として介護学習会、地域支援自立事業として配食サービス委託料等を計上いたしております。20 節扶助費では、在宅介護者見舞金、家族介護用品支給を計上いたしております。

4 款基金積立金は存目計上でございます。

5 款公債費 30 万円は一時借入に対する利子分として計上させていただいております。

6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金は、1 目第 1 号被保険者保険料還付金として 70 万円を、2 目償還金は存目計上、3 目還付加算金は 1 万円を計上いたしております。

7 款予備費については 1,000 万円を計上いたしております。

保険事業勘定につきましては、以上でございます。

次に介護サービス事業勘定について説明させていただきます。この勘定は地域包括支援センターが行っている事業、要支援1、2の方のケアプラン作成及び総合事業対象者の方の介護予防マネジメント作成に係る収入と人件費等の経費分になります。歳入歳出それぞれ2,683万4,000円で前年度比309万6,000円、13%の増となっております。

それでは歳入から説明させていただきます。40、41ページをお願いいたします。1款サービス収入1項介護予防給付費収入1目介護予防サービス計画費収入2,683万2,000円は、ケアプラン作成及び総合事業対象者の方の介護予防ケアマネジメント作成に係る収入でございます。2款繰越金、3款諸収入は存目計上でございます。

次に歳出に移ります。44、45ページをお願いいたします。1款1項1目指定介護予防支援事業費は2,442万1,000円、13.3%の増となっております。1節報酬の包括支援センター専門員はケアマネージャー等8名分の予算を計上いたしております。29年度は7名分を計上いたしておりましたが、事務量の増により1名増員を予定しております。4節共済費は包括支援センター専門員の社会保険料になります。9節旅費、19節負担金は、包括支援センター専門員に係る研修旅費と参加負担金、それとサービス利用者に対する担当者会議時の費用弁償になります。13節委託料のうちケアプラン作成委託料はケアプラン作成を外部へ委託するための経費を計上しており、それ以外についてはケアプラン等の作成に係る経費をそれぞれ計上をいたしております。次に1款2項介護予防・日常生活支援総合事業費1目介護予防ケアマネジメント事業費は241万3,000円、10%の増となっております。13節委託料は介護予防ケアマネジメント作成を外部へ委託するための経費となっております。46ページからは全体に係る給与費明細になります。以上が平成30年度介護保険特別会計の歳入歳出の予算となっております。主要な施策に関する説明書を添付しておりますので、御参照いただき御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりましたので、まずは、歳入の6ページから。歳入一括でしまししょうか。歳入が6ページから11ページまであります。一括で質疑を行います。どなたでも結構です。質疑のある方から挙手をして質疑をしてください。ページ数を言ってくださいね。河野委員。

○委員（河野龍二委員）

7ページの4款支払基金交付金のところですけど、第2号被保険者の給付交付金が1億1,500万ぐらい昨年度からすると減額されてますよね。ここの背景が、対象人員が減ってきてるものなのか、そもそも基準額か何か下がってきたものなのか。そこをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

4款支払基金交付金につきましては、平成29年度につきましては負担割合が28%ということになってたんですけども、1%下がって27%になったという点と、介護給付費が減少になったということが主な原因になってると思っております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

大変申し訳ない。そもそもでお伺いして申し訳ないんですけども、3款国庫支出金の地域支援事業交付金、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の交付金といわゆるそれ以外の地域支援事業交付金というふうになってますよね。ここが本来の介護給付からずっと変わっていった状況の中の1つだと思んですけども、大きく言って日常生活支援総合事業というのがどういう事業に当たるものなのかですね。それとそれ以外の地域支援事業というのがどういうものに当たるものなのか。そこをもう、そもそものところで聞いて申し訳ないんですけど、教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業に当たる事業としましては、歳出の方のページで言うと20ページの3款1項と3款2項のところ、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業というのが3款3項1目から9目までの事業になります。

以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

8、9ページの繰入金のところ、その他一般会計繰入金で293万9,000円減額してあるんですけども、その内容、説明はあったみたいですけど、ちょっとよく分からなかったのので教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

繰入金のその他一般会計繰入金につきましては、基準内繰入ということで事務費相当分の繰入がここに上がっております。この減の主な要因につきましては、29年度は7期計画の策定年度ですのでそれに係る経費と、あと増の要因としましてはシステムの更新がございましたので、その分を相殺して293万9,000円の減となっております。

○委員長（西岡克之委員）

それでは、歳出の方に行きます。

14ページから33ページ、とりあえずそこまで、33ページまで結構です。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

18ページの2款1項、下の方ですね。前年と比べて介護サービス費用は大きなマイナスで3億1,800万ですか、上がってますけども、これをもう少し人数的なのか、先程ちょっと収入であったように費用の何か減額とか出ておりましたけれども、もう少しこの3億という大きな金額がマイナスになってますので、ちょっと中身をもう少し詳しく教えて欲しいと思いますね。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

この介護サービス等諸費につきましては、第7期計画で計上している部分そのまま予算化したという形になっております。これにつきましては推計に基づいてした結果、大幅なと言いますか、それぞれ給付がマイナスになったということになっております。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

先程の答弁が余りにも簡略過ぎて申し訳ございませんでした。給付費の大幅な減額の理由といたしまして、第6期計画時点が前年度の予算ということになるんですけども、こちらの方でいきますと実績を比較しますと、予算と実績の差が平成28年度決算でいきますと81%の執行率があったということで、計画より実績が少なくなっています。それと比較して過去の実績を踏まえるとほぼ横ばいの数字で推移しておりますので、これまでの実績を基に7期において推計をいたしますと、ほぼ横ばい、もしくは給付については伸びるだろうということで、そこを踏まえて利用者等におきましても実績等を推計をいたしまして、今回、計上させていただいております。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

詳しく言うていただいて、詳しくすぎて僕もよう分かんんです。100名なら100名、28、29あったとして実績80%ぐらいになってきたという言い方したと思うけども、

だから7期がより当初100名なら100名にしてそれが認定率が70%台になっているのか、そういうところの捉え方がだから7期でどういう具合にそれを計上したのか人数的に私もちょっとそういうのが出てこんのかなと思って、資料をちょっと僕持ってきてないもんだから再度よろしくをお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

今の吉岡委員の質疑に関してもう少し分かりやすく答弁をお願いします。

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

大変失礼をいたしております。1番分かりやすいのは、認定者数の推移とそれと認定率、これがざっくり分かりやすいかなと思ってます。まず認定者数の6期の分の29年度まだ確定ではないですけど計画では2,026名ですね。予定ですね。それに加えて実績の予定これが1,775です。これを加味して7期でどういう計画をするかっていったところで1,877名の認定者数、それで2,026と1,887という計画上の差がありますので当然数値が下がってくると。もう1つ認定率が6期の計画で29年度19.5%、実績が17ですね。7期では30年度ですが17.5%ということで、若干認定率は上がっています。もう1つ認定率に伴っての総給付の額が6期の計画で約29億、ざっくりですね。実績が約22億6,000万になって落ちております。それを加味して30年度の給付費の予定を24億8,000万程度にしておりますので、その影響がかなり出て、額が下がったということでありまして。いずれにしても認定者数は増えるものの認定率がほぼ横ばい、給付額が下がってきておりますので、それによって試算をしてこの30年度の予算に反映をしております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。

安部委員。

○委員（安部都委員）

同じところなんですけれども、認定者数と実績数のその誤差が出たというところなんです、やはりその背景には、国の介護者認定における厳しい認定基準っていうのがかなりシビアになってきたんじゃないかなというふうに思われますが、その辺りそこがまた7期にも反映されるというところなどがあるのか。どうでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

認定の基準っていうのは、介護保険が始まってから審査会の委員が合議体で決めておりますので、その項目が厳しくなったとか、そういった部分は一切ございません。

○委員長（西岡克之委員）

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

給付が下がった背景には一般介護予防事業の浸透がかなりあるのかなど。介護になる前のいろいろな事業を町として取り組んでおりますので、その効果がようやく出始めたのかなどは思っております。それで認定率もそんなに伸びないのかなど考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

15ページの13節委託料のところ、介護保険システム改修業務委託料、サーバーの機器って言われたように思うんですけども、どんな機器なのかっていうのと、そのあとに介護保険システムリース料ってあるので、ずっとリースでされてるかと思うんですね。ずっと改修をしているかと思うんですが、なぜそんなサーバーの機器になったのかその辺を教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

システムにつきましては、機器等を含んだ部分になりますので、サーバーの機器っていうのは、具体的には4系統ある分の1系統がもう機能してないということで、残りの3系統がいつ落ちるか分からないということですけども、予算の関係上、通年5年リースという形でとらせていただいているんですけども、こちらにつきましては、再リースの再リースをして今現在7年使用している段階でございますので、その分の経年による部分が影響しているかと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

ずっとリースをされているので、その中で改修できなかったのかなっていうことで聞いたんですけども、経年劣化で5年で普通は新しくするものをしてないということでの改修でしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

13節の介護保険システム改修っていうのは、国の介護費用等の改修に伴うシステムの改修なんですけども、私が答弁してる部分については介護保険システムリースの方の話をしております。これにつきましてはシステム自体は同じシステムを使ってるんですけども、機器が5年のところを7年使用して、そういった不具合が出てきているという部分になります。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

分かりました。もう1つ次の17ページのところで、介護認定審査会の中で説明あったのか、前後してどの説明か分からなかったんですけど、月5回してたのを月6回に変えたというところで件数が変わって合計150件ということかと思うんですけども、この6回に変わった理由はどんな検証をされて増やされたのか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

この回数につきましては、28年度まで月6回ということで開催をしておりました。29年度におきましては、経費削減ということで5回にさせて欲しいということで、審査会の合議体の委員等をお願いして5回ということにしたんですけども、今回、29年度中の審議を行うに当たり委員から審査会の1件1件の件数を審議するのに時間が掛かる。内容を今まできめ細かに行っていた部分が時間が掛かり過ぎるために慎重な審査がもう今後難しいということで、全体の意見として医師会の委員を含めそういった申し出が合議体長会っていうのがあるんですけども、そういった提案がされたものですから、今回、慎重な審査を行う上で今まで行ってた分に戻すということで、提案をさせていただき、今回予算を計上しております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

提案があったのは先程も聞いたので理解してるんですけども、町としてそれをどんな検証をして、結局経費節減のためにしたわけですよ、29年に。それを言われたからといってすぐ戻すようでは、何か町としてのこの検証がなされてないのではないかと思ったので、その辺りをどういうふうにされたのかお伺いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

29年度につきまして、5回に試験的に減らせて欲しいということで了承を得て行っておりましたので、今回、実際に運用を行って支障が生じる可能性があるという発言をいただきましたので、その分については元に戻すっていうふうな考えで行いました。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

だから検証をどうやってしたのかって言ってるんですよ。難しいって言われたって言

われるので、そこで5件増えることによって何が不都合で、どうなって、どうなるのか。いろんなことをするのに費用の削減を今財政が厳しいからあっちこっちでしてるわけですね。それをそんな、そらゆっくりした方がいいのはいいんだと思うんですけども、そういうことじゃないから検証をやっぱりしないといけないんじゃないかなと思ってその辺りをお伺いします。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を戻して委員会を再開いたします。

場内の時計で14時20分まで休憩をいたします。

（休憩 14時5分～14時18分）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

先程の件につきまして、29年度が30件、その前は25件ということですが、まず先生たちが会議に出席する日数を1日少なくして、審査を効率的にやろうというところで町の方が提案をいたしました。1日減ったということで、先生方もそれでいいだろうということで29に始めたんですが、30件ということで。ところが介護審査会は、その会議場だけの審査ではなくて、先生方に案件を事前にお渡しをしてその分析辺りが結構時間が掛かるということで、5件多くなったことによって先生たちの日常の業務にも支障がきたしたりとか、時間外をかなり費やしたりということで御意見があったので25件に減らして審査をしたいというところで変更になったというところでございます。

以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

では1回に何時間されるのか、1回当たりの単価を教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

今の饗庭委員の質疑に対しての答弁をお願いします。

永美主任。

○主任（永美将太郎君）

審査会1回当たりなんですけども9万1,500円掛かります。30件で割りますと1件当たり3,050円、25件で割りますと3,660円となります。30件の審査会に掛かる1回の審査時間なんですけども1時間半、25件につきましては1時間前後かかります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。歳出全般で結構です。
吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

20ページの3款地域支援事業、これからがずっと1項から3項まであるんですかね。今までの分が給付ということで受けた方でしょうけども、これからは予防のためのというのがこの事業じゃないかと思います。当初部長も減ったのがそういう事業の結果がやっぱり出てきた結果じゃないかっていう言葉もありましたけれども、これからはなおさらこれが必要じゃないかと思うわけなんですけども、今まではこの主要な施策に関する説明書の中でいろんな事業の内容、この部分はこういう事業をやってますとか、ちょっときめ細かな事業内容等々を列記しておいたから分かりやすかったとばってん、今回はそういうのが書いてないもんだから分かりやすく言ってもらえばいいかなと思うとばってん。3款2項一般介護予防事業費の20ページですか。説明では何かお達者クラブかな、とかめだかとかサロンとか脳トレとかこういう部類、間違いないですか。この部類になるんですか、その事業等はですね。ちょっと再度すみません。ゆっくり言うてもらえばと思いますので。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

3款2項一般介護予防事業といたしましては、介護予防事業といたしまして、町の主催のお元気クラブという事業、それから社会福祉協議会に委託をしておりますめだか85、それから真珠園療養所に委託をしております脳トレ教室、地域住民グループ支援事業といたしまして、町のサロン事業とサポーターポイント事業などを行っております。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

26ページの下の7目で認知症総合支援事業というのが新しく大きな金額が、1,200万アップした1,700万になってるわけなんですけども、認知症ということでこれもこれからの1つの対策事業ということで取り組もうとしておると思うんですけども、カフェとかなんとかありますけど、ちょっともう少し詳しくどういうことをこれから取り組んでいこうとしてるのかをお尋ねします。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

26ページの3款3項7目認知症総合支援事業につきまして、こちらにありますようにまず人件費といたしまして、認知症初期集中支援チームの検討委員会というものを開催いたしまして、長与町における認知症初期集中支援チームの活動についての活動計画や活動内容についての審議を行うような検討委員会を実施いたします。これは29年度から既に開始をしております、現在、第1回目を平成29年の12月に開催いたしまして、長与町の認知症初期集中支援チームの設置について協議を行っております。その設置につきましては、本来29年度中に設置を考えておりましたが、認知症初期集中支援チームを委託する医療機関について西彼杵医師会と協議をしておりますが、今、医師会と協議中のため、まだ29年度中は委託ができておりません。30年から委託をできるように現在協議を進めております。それに伴う認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員というものの配置も必要なんですけども、これは長与町は地域包括ケアコーディネーターという名称で配置をするようにしております、その人数を現在29年は1名配置しておりましたけれども、これは30年からは2名配置をするようにしております。そして8節報償費のところも認知症関係の相談などができる嘱託員の配置というのが認知症の総合事業の中に定められておりますので、その報償費として嘱託員の謝礼なども組んでおります。それから需用費の中の印刷製本費としまして、この長与町認知症初期集中支援チームというものを立ち上げた場合、認知症の方の相談などをこの初期集中支援チームで当たりまして、いろんな相談に応じますというようなことを広く周知したいと思っておりますので、それに対してのパンフレットの作成のための印刷製本費、委託料としまして認知症初期集中支援事業の委託料を組んでおります。また、認知症カフェ事業っていうのも認知症の方やその家族、または一般の方が気軽に交流ができて認知症について理解を深めるような事業を行うようにというのがありまして、この認知症カフェについても委託で計画をしております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

その委託の方の300万が上がってますが、何か具体的にどういう形でどういうことをする。そういうことはまだですか。ちょっと再度お願いします。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

この認知症初期集中支援チームの設置のためには、認知症のサポート医という資格を持つる医師であるとか、認知症の初期集中支援チーム員としまして、福祉職の専門職、

医療職の専門職がチームとなって認知症の初期の方に対して適切な医療や介護に繋がられるような集中的な支援を行うというような事業をいたしますので、このようなスタッフが揃っている医療機関というのがなかなか町内では難しいというところで、西彼杵医師会の中で広域的に対応できる病院がないのかどうか、もし、ないのであればちょっと圏域を広げて他の医療機関に委託を検討していいものなのかどうかというのを今、西彼杵医師会の方に打診をしておりますして協議をしていただいているところです。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

関連ということで。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今の認知症初期集中支援事業ですけど、今の御説明でいくと医療機関にこれは限られるということなのかお伺いします。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

この認知症初期集中支援チームは、先程申しましたように必要な人員といたしまして認知症のサポート医と福祉、介護の専門職、医療の専門職がチーム員となるということが定められておまして、長与町の職員の中で訪問看護師がチーム員としての講習を受けて資格を持つてる者はおりますけれども、サポート医であるとか福祉職のチーム員の確保は町内の職員では困難ですので、そこを委託できるということと医療機関に考えております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

では事業として全部委託するのではなくて、その中の専門職をそれぞれ委託をするというふうに理解していいんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

専門職の確保のために認知症サポート医の資格を持っている医師と医療職や福祉職の専門職がいらっしゃる病院に事業の委託という形にはなりますけれども、もちろん町の職員も初期集中支援チーム員として一緒に活動をするように考えております。ただ、委託先の事業者との協議になるかと思っておりますので、まだ未定です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

再度確認のために、だからこの事業としては、医療機関に委託する予定ということではないでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

はい、医療機関に委託をする予定です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

同じところの認知症カフェ事業ですけれども、これは公募か何かされるのか、委託先をある程度決められて予算を上げられているのか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

現在、任意事業の家族介護支援事業の中で、認知症介護者リフレッシュの集いという事業を現在既に社会福祉協議会に委託をして行っておりまして、その中で認知症の家族の方の集いというのを行っておりますので、これを少しもうちょっと拡大させていうか、プラスして認知症の方本人も参加できて、また、その他の地域の方も参加できるようなカフェってということで、社会福祉協議会で今現在、もう既に気まま喫茶っていう集えるカフェというのを定期的で開催しておりますので、それを月に1回を認知症カフェとして位置づけられないかっていうことは、今、相談はしているところです。

○委員長（西岡克之委員）

関連で。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今の認知症カフェの件ですけれども、この委託料の36万円、何の経費として見込んでいるのか、よろしいでしょうか。まずその点お願いします。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

この認知症カフェの事業の委託料としましては、先程申しました認知症介護者リフレッシュの集いを2か月に1回、年に6回で1回に3万円掛ける6回、18万円という形で社協に委託しております。認知症カフェも1回当たりの単価は同じ金額で1回3万円の月1回ずつ、12回で36万円ということで考えておりまして、経費といたしましては、カフェの開設に当たりましては、専門の相談員が配置されているであるとか、そういう要件がありますのでそういう人件費であるとか、カフェの設置に掛かる必要経費

などを委託料として考えております。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

同じところなんですけれども、このところは以前に言ったのが認知症の予備軍を掘り起こすための事業というようなことをなんかあれしたような気がするんですが、このところではもう認知症に診断された方たちの相談窓口になるんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

安部委員。

○委員（安部都委員）

先程の件でこの認知症の初期で本人は認知症と分からないで、そして認知症になっていながらも関わらず分からない状態で認知症を発見するっておかしいですけど、要する初期ですね、なった方たちのための相談窓口というところでよろしいわけですね。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

認知症初期集中支援チームは先程もおっしゃられたように、認知症の初期の方でまだ適切な医療や介護に繋がっておらず生活に支障が出てきている方に対して、集中的に支援を行って適切なサービスに繋がるまでの支援を行う事業です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑ある方。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先程の20ページの地域支援、ずっと前から大きな事業としては治療とかなんとかって後はかからない、いろんな形で地域の末端で何かに取り組んでいって、健康にいくそれが一番大事じゃないかっていうのは常々言ってくるわけですけども、先程の下段の1番下の2項1目のところのめだか85とかサロンとかいろいろお元気クラブありましたけど、なんかまたプラスアルファ、何かこう増設とかやるような計画とか、めだか85はニュータウンでも富永課長が一生懸命やって設置して、今たくさん参加者おるわけですけども、やっぱりその地域で歩いていけるお年寄りとか人たちはいいけど、そういうのが制度が私いつもいいと思ってるんですけども、何かプラスアルファの何かそういう箇所なんかもできつつあるのか、ちょっと方向性なんか、あるいはそれに向か

っていききたいというか、ちょっとそこんところをよろしくお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

今のところ一般介護予防事業で新たな会場や新たな事業っていうところは、検討しておりません。また、参加者の増などによって必要がありましたら新しい地区などを検討していききたいと考えています。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

平成30年度の介護保険の対象人員と言いますか、いわゆる保険料を納める対象人員って言うんですかね。そこが29年度の予算と比べてどれくらい違うのか、ちょっとそこをお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

平成30年度につきましては、被保険者数については1万739人、認定者数については1,914人ということで、前年度と比較しますと1号被保険者で274人の増、認定者数については105人の減というふうに推定して計上しております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

対象人員は270人増えるということで、認定者が105人減るということで、先程も同僚議員からちょっとその認定の部分が厳しくなってるんじゃないかなと、基準は変わらないというふうに言われてましたけど、認定が下がってきてるっていうのは、先程もちょっとありましたけど、どういう傾向があるのか。下がってるというふうに見込みを立ててるのはどういう傾向があるのか。ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

認定率につきましては、下がってる理由というのは、認定者数についてはほぼ横ばいになってるんですけども、被保険者数が増加しているために認定率については、今のところ減少傾向にあるということになります。それと認定者数について微増ということになっておりますけれども、これの要因としては、議会の答弁でも申し上げましたけれども、前年の健康寿命と自立期間という部分で、男性も女性も比較的、介護を要する期間が縮

まったというのが大幅な要因だと考えておりますので、健康になられている期間が長くなったことが、介護分については介護期間が縮まったからこういうふうに認定者数についても6期の計画より少なくなったというふうに考えております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

給付費がそういう事情で減っていくというのは、減る傾向にあるというのは良い方向なのかもしれませんが、一方やはり支援事業等々が増えてるところですよ。先程ちょっとお伺いした支援事業の介護予防生活支援サービス事業給付費、本来の大きな目的の保険給付費については、各いろいろなサービスの項目であるんですけども、この介護予防生活支援サービス事業の給付費の主な中身をちょっとどういうことをやってるかっていうのをちょっと教えていただきたい。先程一般介護予防事業の方は説明がありましたけども、その前段の介護予防生活支援サービス事業の給付費の中身をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

介護予防生活支援サービス事業費といたしまして現在行っている総合事業のサービスは、訪問介護相当サービス事業、通所介護相当サービス事業ということで、今まで給付サービスで行っていた予防訪問介護や予防通所介護と全く同じ内容の事業をそのまま地域支援事業に移行して行っております。本来はこの現行相当のサービスに加えて、緩和したサービスによって単価を安くしたサービスであるとか、住民主体のサービスなどをもっと多数展開して多彩なサービスを提供していくように言われているんですけども、長与町は今のところ今までどおりの事業をそのまま行っていくということにしております。また、新たな事業の展開については、30年からまた検討していきたいと考えております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

よく言われる介護の給付が受けられなくなったっていう方は、こっちの生活支援サービスで相当の同じようなサービスを提供しているというふうな理解でよろしいですか。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

はい、おっしゃられたように今まで給付のサービスとして利用していたヘルパー、予防訪問介護などそのまま総合事業の訪問型サービスとして、同じ事業所に引き続き利用

ができるようになっておりますので、同じサービスを継続して利用できるようになっております。通所型サービスも同様です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それとあと先程予算のところで、いわゆる地域支援事業、日常生活支援総合事業以外の地域支援事業というところでは3款2項以降が該当するんですか、例えば3項、先程言われてた認知症もこの地域支援総合事業以外の地域支援事業に当たるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業というのは3款3項の事業になります。この事業が該当です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そうすると包括支援事業、任意事業ですね。この辺の国庫支出金っていうのは、もう全体の歳入の中の介護給付費負担金だけではないですよ。調整交付金とかそういう部類にこの地域支援事業の3項の包括支援事業、任意事業っていうのの国庫支出金というのはどの歳入で言うとどの交付金に当たるのか、少し教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

国庫支出金につきましては6ページの3款2項3目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）の中です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

その地域支援事業は地域支援事業の3款2項に限るというふうに言われたような気がしたんで、6ページの今、説明された3款2項3目の地域支援事業交付金も包括支援事業と任意事業の国庫の支出金になるというふうに説明されたんですよ。ここは歳入説明で日常生活の事業以外の地域支援事業の交付金ですというふうに言うて、この交付金はどこかって1番最初聞いたら3款2項に該当しますっていうふうに言われたような気がしたんで、私が聞いたのは包括支援事業、任意事業も含めてここに入ってるということ、そうですね。金額を見るとそうなってるのかな。入っているというような形で捉え

ていいですかね。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

そのようになります。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

25ページの権利擁護事業費、包括的支援事業・任意事業の中の1つかと思うんですけども、ここで成年後見人の分もというお話が出たかと思うんですが、この事業としてどんなことをされる予定でしてるのかちょっと教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

3款3項3目権利擁護事業につきましては、主に高齢者虐待関係の相談対応などについての予算となっております。成年後見につきましては、任意事業の中で町での申し立てであるとか、成年後見の報酬などは任意事業の方で組んでおります。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

その高齢者虐待に係る事業ってところで、虐待防止にはすごく必要なことかというふうに思ってるんですけども、どのようなことをされる予定なのか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

権利擁護業務の主の担当の職員が社会福祉士になりますので、その社会福祉士のいろんな研修会などの研修旅費であるとか、また、パンフレットの作成で高齢者虐待防止についてとか、成年後見などについての周知を図るようなパンフレットのための印刷製本費などを計上してあります。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

社会福祉士の研修費ということでございますので、その社会福祉士が研修とかいろいろ終えた後に、相談を受けると予防でお話をしに行くとか、相談を受けるとかいうことになるのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

社会福祉士が高齢者のいろんな虐待についての相談であるとか、財産管理とかそのような相談であるとか、個別に相談も受けておりますし、要望があれば自治会や老人クラブなどに出向いて、権利擁護や成年後見についてのお話などさせていただいております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

ではもう1点、成年後見人報酬は29ページに上げてあるんですけども、大体成年後見人を使われる方というのは何人ぐらいを見込んでおられるのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

成年後見人の報酬につきましては、1名分を想定して算定しております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

1人分ということですけれども、大体年間に成年後見人として何人ぐらい利用されるのかなっていうのをお聞きしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

この成年後見の町の申し立てについては、29年度は実績が無かったんですけども、28年度は2件ありました。ただ、後見は家族の方であるとかそういう方がなりましたので報償費の支払いなどには繋がっておりません。年度によってばらつきがあります。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

27ページなんですけど、在宅医療介護連携推進協議会、これはもう中身としては大体まとまっているのでしょうか。200万ほど予算としては増えてますけれども。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

在宅医療介護連携推進事業につきましては、28年度からこの在宅医療介護連携推進協議会を立ち上げてまして、長与町の在宅医療介護の推進につきまして協議をしております。29年度中も全体の協議会を1回とそれから3つの作業部会に分かれまして、地域

の医療介護の資源調査、1つ目が。それから2つ目が医療介護関係者の研修会、3つ目が地域住民への周知活動ということで3つの部会を作りまして、それぞれ資源の調査であるとか、研修会の実施、それから地域住民周知のためのパンフレット作成などを行いました。30年度中もさらにこの活動を拡大させて、その他に必要な総合相談の体制についての協議であるとか、また、資源の詳しい資料づくりマップの作成など、そういうようなものを更にしていくために計上しております。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

30年度は何人がこの報酬の対象になってるんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

在宅医療介護連携推進協議会は委員20名としております。今までは協議会の回数を全体も含めて5回組んでいたのを30年は12回実施できるように計上しております。

○委員長（西岡克之委員）

次の介護サービス事業勘定歳入歳出も範囲といたします。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

40、41ページの歳入で介護予防サービス計画費収入と介護予防ケアマネジメント収入というふうに上げられてますけれども、この積み上げた計算としては何を基に計算されたのか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

介護予防サービス計画費の収入といたしまして、計画作成費が1件4,300円が月に280件掛ける12といたしまして1,444万8,000円。それから介護予防ケアマネジメント費の収入といたしまして、介護予防ケアマネジメントの作成費が同様に4,300円の月240件、これが12か月として1,238万4,000円と計上しております。

○委員長（西岡克之委員）

他なければサービスの歳入歳出、また、その手前の部分の歳入歳出全てにわたって結構です。質疑のある方いらっしゃいますか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

45ページの委託料のところではケアプラン作成委託料、外部に委託すると言われたと

思うんです。その分とその下の介護予防ケアマネジメント作成委託料で、委託先がどの辺りによって決まっているのか、どんなふうにされるのか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

ケアプラン作成委託料及び介護予防ケアマネジメント事業の委託料につきましては、基本的にはどちらも包括支援センターのケアマネージャーが担当してケアプランを作成するものですが、利用者の希望に応じて居宅のケアマネージャーを希望する場合は、その居宅事業者に委託料としてお支払いしております。特にエリアというか決まりはありませんので、主に長与町内の居宅事業所、一部時津町や長崎市の居宅事業所に委託をお願いしている事業所もあります。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

委託する場合の1件当たりの委託料、作成プラン料というんですか、は幾らですか。

○委員長（西岡克之委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

委託する場合は4,300円の基本料金の85%ということで、3,655円を委託料として委託先にお支払いしております。

○委員長（西岡克之委員）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号平成30年度長与町介護保険特別会計予算の件の採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の質疑は以上ですので、これで本日の質疑は終わります。

散会いたします。

（散会 15時6分）